

議案第28号

港区特別区税条例の一部を改正する条例について

地方税法の一部を改正する法律（令和6年法律第2号）の施行による地方税法（昭和25年法律第226号）の一部改正に伴い、港区特別区税条例（昭和39年港区条例第55号。以下「条例」といいます。）の一部を改正します。

1 背景

令和6年能登半島地震の被災者負担の軽減を図るため、発災日が令和6年1月1日と令和6年度分個人住民税の課税の対象となる期間（令和5年1月1日から同年12月31日まで）に極めて近接していることなどから、この地震により損失を受けた資産の金額について、令和5年において生じた損失として、令和6年度以後の年度分の個人住民税の雑損控除額の控除等の特例を適用することができるよう、令和6年2月21日に地方税法が改正されました。

この特例により、令和7年度分の区民税からの控除ではなく、1年度分早く控除を受けることができます。

2 改正内容

（1）雑損控除の特例の導入

令和6年能登半島地震災害により住宅、家財等について生じた損失に係る雑損控除[※]は、所得割の納税義務者の選択により、令和5年において生じた損失として、令和6年度の区民税での適用ができることとします。

※雑損控除とは、災害等によって資産に損失が生じた場合に受けられる所得控除をいいます。

（2）その他規定の整備

条例で引用している地方税法の条項番号を変更します。

3 施行期日

公布の日

4 適用期日

2（1）については、令和6年2月21日（改正法の施行の日）

港区特別区税条例新旧対照表

改正案	現行
<p>(前略)</p> <p>付則</p> <p>(中略)</p> <p>(区民税の所得割の非課税の範囲等)</p> <p>第二条の四 (略)</p> <p>(令和六年能登半島地震災害に係る雑損控除額等の特例)</p> <p>第二条の五 所得割の納税義務者の選択により、法附則第四条の四第 四項に規定する特例損失金額(以下この項において「特例損失金額」 という。)がある場合には、特例損失金額(同条第四項に規定する 災害関連支出がある場合には、第三項に規定する申告書の提出の日 の前日までに支出したものに限る。以下この項及び次項において「損 失対象金額」という。)について、令和五年において生じた法第三 百十四条の二第一項第一号に規定する損失の金額として、この条例 の規定を適用することができる。この場合において、第十八条の規</p>	<p>(前略)</p> <p>付則</p> <p>(中略)</p> <p>(区民税の所得割の非課税の範囲等)</p> <p>第二条の四 (略)</p>

定により控除された金額に係る当該損失対象金額は、その者の令和七年度以後の年度分で当該損失対象金額が生じた年の末日の属する年度の翌年度分の区民税に係るこの条例の規定の適用については、当該損失対象金額が生じた年において生じなかつたものとみなす。

2| 前項前段の場合において、第十八条の規定により控除された金額に係る損失対象金額のうちと同項の規定の適用を受けた者と生計を一にする令第四十八条の六第一項に規定する親族の有する法附則第四条の四第四項に規定する資産について受けた損失の金額（以下この項において「親族資産損失額」という。）があるときは、当該親族資産損失額は、当該親族の令和七年度以後の年度分で当該親族資産損失額が生じた年の末日の属する年度の翌年度分の区民税に係るこの条例の規定の適用については、当該親族資産損失額が生じた年において生じなかつたものとみなす。

3| 第一項の規定は、令和六年度分の第二十二條第一項又は第四項の規定による申告書（その提出期限後において区民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第二十三條第一項の確定申告書を含む。）に第一項の規定の適用を受けようとする旨の記載がある場合（これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると区長が認める場合を含む。）に限り、適用する。

（特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例）
第三条 平成三十年から令和九年度までの各年度分の区民税に限り、

（特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例）
第三条 平成三十年から令和九年度までの各年度分の区民税に限り、

法附則第四条の五第三項の規定に該当する場合における第十八条の規定による控除については、その者の選択により、同条中「同条第一項」とあるのは「同条第一項（第二号を除く。）」と、「まで」とあるのは「まで並びに法附則第四条の五第三項の規定により読み替えて適用される法第三百十四条の二第一項（第二号に係る部分に限る。）」として、同条の規定を適用することができる。

（後略）

付 則

1| この条例は、公布の日から施行する。

2| この条例による改正後の港区特別区税条例付則第二条の五の規定は、令和六年二月二十一日から適用する。

法附則第四条の四第三項の規定に該当する場合における第十八条の規定による控除については、その者の選択により、同条中「同条第一項」とあるのは「同条第一項（第二号を除く。）」と、「まで」とあるのは「まで並びに法附則第四条の四第三項の規定により読み替えて適用される法第三百十四条の二第一項（第二号に係る部分に限る。）」として、同条の規定を適用することができる。

（後略）